

平成30年関川村議会9月(第5回)定例会議会議録(第3号)

○議事日程

平成30年9月18日(火曜日) 午後3時 開議

- 第 1 認定第 1号 平成29年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 平成29年度関川村水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 4 陳情第 4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
 - 第 5 陳情第 5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情
 - 第 6 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 平成29年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 平成29年度関川村水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 4 陳情第 4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
 - 第 5 陳情第 5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情
 - 追加日程第1 発委案第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について
 - 追加日程第2 発委案第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(国)
 - 追加日程第3 発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)
 - 第 6 議員派遣
-

○出席議員(10名)

1番	近	良平	君	2番	伊藤	敏哉	君
3番	小澤	仁	君	4番	加藤	和泰	君
5番	鈴木	万寿夫	君	6番	高橋	忠夫	君
7番	高橋	正之	君	8番	菅原	修	君

9番 伝 信 男 君

10番 平 田 広 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	宮 島 克 己 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	加 藤 善 彦 君
税 務 会 計 課 長	板 越 昌 生 君
住 民 福 祉 課 長	佐 藤 充 代 君
農 林 観 光 課 長	野 本 誠 君
建 設 環 境 課 長	高 橋 賢 吉 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君
税 務 会 計 課 参 事	富 樫 佐 一 郎 君
建 設 環 境 課 参 事	渡 邊 隆 久 君
住 民 福 祉 課 参 事	佐 藤 恵 子 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 任	石 山 洋 介

午後3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

日程第1、認定第1号 平成29年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 平成29年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（近 良平君） 日程第1、認定第1号 平成29年度関川村各会計の決算認定について及び日程第2、認定第2号 平成29年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件につきましては、平成29年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、特別委員長の報告を求めます。

特別委員長、高橋正之さん。

○決算審査特別委員長（高橋正之君） 平成29年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、認定第1号 平成29年度関川村各会計の決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成29年度関川村水道事業会計の決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第4、陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

日程第5、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（近 良平君） 日程第3、議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、日程第5、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情まで、以上3件を一括議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

このふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例のうちの、この質疑の中の、村長からも指示がありますので、有料化する平成31年1月1日までに理解を得られるよう周知に努めますと答弁されていますけれども、これは誰が答弁して、それでどういう形で村民に理解を得る周知をするのかまでは説明ありませんでしたか。

○議長（近 良平君） 委員長。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） ただいまの質問にお答えします。

平成31年1月1日までの周知についてですが、教育課長からと記憶しておりますが、広報紙あるいは区長会議等での周知、それからもしくは必要に応じて何か特別な通知文といますか、そういうものも使う手というようなことを私委員長がお願いしたような記憶はございます。もし補足があれば、教育課長からお願いいたします。

○議長（近 良平君） 教育課長、ありますか。

○教育課長（熊谷吉則君） ありません。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第60号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時13分 休 憩

午後 3時14分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

追加日程第2、発委案第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(国)

追加日程第3、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)

○議長(近 良平君) 追加日程第1、発委案第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出についてから、追加日程第3、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)まで、以上3件を一括議題とします。
提案者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長(伊藤敏哉君)

発委案第5号

臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成30年9月18日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって、薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は平成20年5月に、各国は自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだとする趣旨の臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を行った。こうした動きが、我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で1万1,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供者が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1、国民が命の大切さを考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会をふやすことができるよう、臓器移植に係るさらなる啓発に努めること。

2、臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

3、臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう、移植コーディネーターの確保を支援すること。

4、臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について、負担軽減対策を講ずること。

5、国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう、必要な対策を講ずること。

①ブローカーの厳罰化、②医師に対する患者への渡航移植の危険性の告知義務、③医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務、④違法と知らないで臓器移植を受けてしまった善意のレシピエントへの精神面でのケア、これらは有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月18日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様

発委案第6号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校

への私学助成の充実を求める意見書の提出について（国）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成30年9月18日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われました。これに、新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。

しかし、国、県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満世帯では、初年度納付金負担が約17万円から46万円（新潟県平均額年額）残ります。こうした中、昨年12月政府発表の新しい経済政策パッケージには、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の一日も早い実現が強く求められます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は公立高校では約8割を占めています。それに対し、私立高校は経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常経費への助成の一層の増額が不可欠です。政府並びに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1、私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

2、私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月18日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	野 田 聖 子 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣	林 芳 正 様

発委案第7号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校
への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

平成30年9月18日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 近 良 平 様

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書
本文につきましては先ほどと同様でありますので、省略させていただきます。本文と記の2項目
については省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月18日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

○議長(近 良平君) これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(国)の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第7号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

日程第6、議員派遣について

○議長(近 良平君) 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時28分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月18日

関川村議会議長

議 員

議 員